

投資不動産取引士 規定

第1条（投資不動産取引士資格）

投資不動産取引士は当協会が投資不動産取引士の登録、認定をした資格者をいい、投資不動産倫理憲章及び投資不動産取引士規定を遵守しなければならない。

第2条（登録）

投資不動産取引士の登録申請書に虚偽の記入をし、虚偽の申請が発覚した場合、投資不動産取引士の資格を停止、抹消とし、発行済みの投資不動産取引士証を当協会にすみやかに返納しなければならない。

第3条（投資不動産取引士資格の有効期限と更新）

- 1 投資不動産取引士の有効期限は登録から5年間とし5年ごとに更新手続きを行わなければならない。
- 2 更新をする者は、当協会の指定する講習を受講しなければならない。

第4条（登録変更）

登録事項に変更があった場合はすみやかに当協会事務局まで届け出をしなければならない。

第5条（資格証の亡失・滅失・破損、再発行）

資格証を亡失、滅失、破損した場合は速やかに当協会事務局まで届け出をし、資格証再交付申請手続きをしなければならない。

第6条（死亡又は失踪）

投資不動産取引士が死亡又は失踪宣告を受けた場合、戸籍法に規定する届け出義務者もしくは法定代理人はすみやかに投資不動産取引証を添えて本協会まで届けなければならない。

第7条（貸与の禁止）

投資不動産取引証は他人に貸与してはならない。

第8条（懲罰規定）

投資不動産取引士は「投資不動産取引士 懲罰規定 第2条」の処分事由に該当した場合、懲罰規定のとおり処分対象とする。

第10条（規定の改定）

当規定の改定は、理事会の審議を経て理事長が決定するものとし、当協会ホームページに公開する事によって、周知させるものとする。

（平成27年4月1日）

投資不動産取引士 懲罰規定

第1条（目的）

投資不動産取引士の処分に関して必要な事項を定め、投資不動産取引士（以下、取引士）の資質の向上と、投資不動産取引士資格の健全な資格運営と信頼性の確保に寄与することを目的とする。

第2条（処分事由）

理事会は、取引士が以下の各号に該当する場合、必要に応じて処分を行うことができる。

1. 取引士倫理規定に違反し取引士として相応しくない行為をした場合
2. 取引士の信用を傷つけた場合
3. 投資不動産流通協会の名誉を失墜させたり、信用を傷つけた場合
4. 不正の手段により、取引士の登録を受けたとき
5. 登録申請書に虚偽の記入をし、虚偽の申請が発覚した場合
5. 取引士としてすべき業務を怠り、情状が特に重い場合
6. 禁錮以上の刑に処された場合
7. 下記の罪を犯し、罰金の刑に処された者
 - 1) 傷害罪（刑法第204条）
 - 2) 傷害助勢罪（刑法第206条）
 - 3) 暴行罪（刑法第208条）

- 4) 凶器準備集合罪（刑法第 208 条）
- 5) 脅迫罪（刑法第 222 条）
- 6) 背任罪（刑法第 247 条）
- 7) 暴力行為等処罰に関する法律の罪
8. その他理事会が不相当と判断した場合

第 3 条（処分の種別）

取引士が第 2 条の各号に該当にすると、理事会は以下の処分を行うことが出来るものとする。

1. 注意
2. 取引士の資格停止
3. 取引士の登録取消し

【処分事由と処分種別】

	該当処分行為	該当処分種別
1	取引士倫理規定に違反し取引士として相応しくない行為をした場合	注意・資格停止・登録取消
2	取引士の信用を傷つけた場合	注意・資格停止・登録取消
3	投資不動産流通協会の名誉を失墜させたり、信用を傷つけた場合	注意・資格停止・登録取消
4	不正の手段により、取引士の登録を受けたとき	登録取消
5	宅建業法第三章十八条に該当する場合	登録取消
	該当処分行為	該当処分種別
6	取引士としてすべき業務を怠り、情状が特に重い場合	資格停止・登録取消
7	その他理事会が不相当と判断した場合	注意・資格停止・登録取消

【再処分】

	該当処分行為	再処分内容
1	注意	注意に従わず、再度処分を行う場合は資格停止とする
2	資格停止	資格停止にも関わらず、再度処分を行う場合は登録取消とする
3	資格取消	資格停止にも関わらず、資格証を提示して営業活動を行う場合は登録取消とする

第4条（処分）

1. 理事会は、処分を行う場合は、必要な調査及び事実関係の確認を行い、理事会の審議を経て行うものとする。
2. 理事会は、処分審査を行うにあたり、当該取引士に対し、口頭または書面による弁明の機会を与えなければならない。

第5条（通知）

理事会は、第4条に定める議決をしたときは、その処分内容につき、当該取引士に対し書面を以って通知するものとする。

第6条（取引士資格停止者の資格回復）

第3条に該当し、取引士資格停止期間が経過し、理事長に取引士資格復帰願いを提出し倫理憲章並びに誓約書に署名した者には取引士認定証並びに、取引士証を再交付する。

第7条（取引士資格取消者の資格回復）

1. 第3条に該当し、投資不動産取引士資格を取り消された者は、その処分が決定した日から5年間は取引士資格を取得出来ない。
2. 取引士資格を再度取得しようとする者は、別途理事会の定める講習を受講しなければならない。

第8条（資格停止、取消者）

資格停止または、資格取消に処された者は、速やかに理事長に認定証、資格証を返却しなければならない。

第9条（規定の改定）

この規定の改定は、理事会の審議を経て理事長が決定するものとする。